

第10回静岡県ものづくり競技大会の実施における 新型コロナウイルス感染拡大防止のための具体的措置

第10回静岡県ものづくり競技大会（以下「競技大会」という。）を開催・実施するに当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等を取りまとめたものである。

なお、当該内容は、現段階で得られている知見等に基づき作成しており、今後の知見の集積及び地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得る。

1 全体打合せ等の開催時の対応

(1) できるだけ集合しての会議は行わず、メール等により実施することとする。

(2) 集合して会議を実施するに当たっては、以下の事項に留意するよう、周知・徹底することとする。

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参し、会場内ではマスクを着用すること。

③ 会場に入場する際には、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

④ 会場内の座席の配置等に当たっては、参加者の距離（できるだけ2 m程度）を確保すること。

距離を確保できない場合でも、仕切りのない対面での座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなどの工夫をすること。

⑤ 感染防止のために決めたその他の措置を遵守するとともに、全体打合せにおいては静岡県ものづくり競技大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の、部門委員会においては部門委員長の指示に従うこと。

⑥ 出席者が会議終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合は、事務局に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

2 競技大会開催時の感染防止対策

競技大会は、感染防止対策のため選手、選手の指導（引率）者、部門委員（部門委員長を含む）、その他部門委員長又は事務局が認めた者（以下「大会参加者」という。）のみにより開催する。

また、大会参加者が一堂に会する形での開閉会式（表彰式を含む）は実施しない。

(1) 大会参加者への事前周知

事務局は、感染拡大の防止のために大会参加者が遵守すべき事項を明示して、協力を求めることとする。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、競技大会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することとする。

る。

なお、参加者に求める感染拡大防止のために遵守すべき措置は以下のとおり。

① 大会参加者は、別紙1を提出するとともに、以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせることを。

ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参し、会場内ではマスクを着用すること。

③ 会場では、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

④ 会場内では、他の大会参加者との距離（できるだけ2m程度）を確保すること。

⑤ 競技中に大きな声での会話をしないこと。

⑥ 感染防止のために定められたその他の措置を遵守するとともに、事務局の指示に従うこと。

⑦ 参加者が競技大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合は、事務局に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(2) 競技の参加受付時（競技準備のための工具等搬入時や下見時等を含む。以下同じ。）の対応

各会場受付担当者は、競技の参加受付時に大会参加者が密になることを防止するとともに、安全に競技を実施するため、競技会場入口等での受付の際には、以下の事項を行うこととする。

① 受付場所には、手指消毒剤を設置し、大会参加者に消毒させること。

② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるものは入場しないように呼びかけること。
（状況によっては、発熱者を体温計、サーモグラフィ等で特定し、入場を制限すること。）

③ 大会参加者が距離を置いて並べるように配慮すること。

④ 会場受付担当者には、マスクを着用させること。

⑤ 受付時の密を避けるため、大会参加者には事前に別紙1を記入させておくこと。

(3) 選手及び指導（引率）者への対応

① 体調の確認

部門委員は、選手及び指導（引率）者に別紙1の提出を求め、下記ア～クの事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせるよう促すこととする。

ア 平熱を超える発熱（平熱を考慮するが概ね37.5度以上）

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 身体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者との濃厚接触

キ 同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触

② マスク等の準備状況の確認

部門委員は、選手及び指導（引率）者がマスクを持参し、着用していることを確認することとする。

なお、選手の競技中のマスクの着用は職種（又は選手）ごとの判断によるものとするが、下見、参加受付、競技方法等の説明、休憩等の競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることとする。

③ 競技大会及びその前後の留意事項

選手及び指導（引率）者は、競技大会及びその前後の打合せ等においても、三つの密を避けるとともに、会話時にマスクを着用するなどの十分な感染防止対策を講ずることとする。

④ 感染防止のためのその他の措置

事務局は以下のことを周知することとする。

ア 会場でのアルコール等による手指消毒、人と人の距離（できるだけ2 m程度）の確保、競技中に大きな声での会話、応援等をしないこと。

イ 競技大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR 検査等で陽性となった場合は、事務局に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(4) 部門委員及び部門委員長又は認めた者（以下「部門委員等」という。）への対応

部門委員長は部門委員等が競技会場入りする当日に、部門委員等に対し、別紙1の体調確認書の提出を求めることとする。

また、競技大会中はマスクの着用を求めることとする。

なお、部門委員等は、競技大会及びその前後の打合せ等においても、三つの密を避けるとともに、会話時にマスクを着用するなど十分な感染防止対策を講ずることとする。

(5) 事務局が認めた者への対応

事務局は、事務局が認めた者に対し、競技会場入りする当日に別紙1の体調確認書の提出を求めることとする。

また、競技大会中はマスクの着用を求めることとする。

(6) 競技会場において準備等すべき事項

① 競技エリア

競技エリアにおける感染リスクを下げるため、部門委員長は、以下に配慮して準備することとする。

ア 三つの密を避けるため、原則として選手と選手の間隔を2 m程度空けることとする。選手と選手の間隔を2 m程度確保できない場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンで遮蔽するなどの対策を講ずることとする。人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽することとする。

イ 選手と選手以外の者との間隔をできるだけ2 m程度空けることとする。

ウ 部門委員等により、複数の選手が触れる可能性のある競技機材を、選手が入れ替わる際等にこまめに消毒する。

エ 参加者、部門委員等が競技大会開催の間にこまめに手指を消毒できるよう、職種の競技エ

リアにアルコール等の手指消毒剤を設置することとする。

② 大会参加者のための更衣室、休憩・待機スペース（召集場所）等

更衣室、休憩・待機スペース等を設ける場合は、感染リスクが比較的高いと考えられることから、各部門は、以下に配慮して準備することとする。

ア 広さにゆとりを持たせ、大会参加者が密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。

ウ 室内又は待機スペース内での複数が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒し、換気を行う。

③ 洗面所（トイレ）

洗面所についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要であることから、事務局、部門委員長は、以下に配慮するよう会場管理者と調整・確認することとする。

ア トイレ内の複数トイレ利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。

イ 手洗い場には、石けん（ポンプ型等）を用意する。

(7) 選手が競技等を行う際の留意点

事務局は、大会参加者に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

① 十分な距離の確保

職種に関わらず、選手が競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。

運動強度が高い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を開ける必要があること。距離を確保できない場合でも、仕切りのない状態で対面することを避け、可能な限り対角に位置取りする、横並びになるなどの工夫をする必要があること。

（※）感染予防の観点から、2 m程度の距離を空けることが適当である。

② その他

ア タオルは共有しないこと

イ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人と十分な距離をとって対面を避け、飲食中の会話はしないこと

ウ ごみは原則、各自持ち帰ること

エ 競技に支障がない範囲で換気を行うこと

3 その他の留意事項

(1) 交通機関の利用における留意事項

事務局は、大会参加者に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

① 利用する交通機関は、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を採っているものに限ること。

② 利用する各交通機関が策定する「新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従い対応すること。

(2) 感染発生に備えた準備

事務局は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、別紙

1を6か月間保存しておくこととする。

また、競技大会終了後に、大会参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合の対応方針について、競技会場所在市町を管轄する保健所とあらかじめ検討することとする。

なお、感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることが無いように留意しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、事態に応じて検討することとする。